

横浜市資産指令第5056号
令和元年12月10日

許可番号 第05650005546号

特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証

住所 大阪府高槻市上田辺町19番8号

氏名 都市クリエイト 株式会社
代表取締役 前田 晋二 様

COPY

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の4第1項の許可を受けた者であることを証する。

横浜市 市長 林 文子

許可の年月日

平成31年4月1日

許可の有効年月日

令和6年3月31日



1. 事業の範囲

特別管理産業廃棄物の種類

(1) 収集・運搬（積替え及び保管を除く）

廃油（揮発油類、灯油類及び軽油類に限り、特定有害産業廃棄物であるものを除く）、廃酸（pH2.0以下のものに限り、特定有害産業廃棄物であるものを除く）、廃アルカリ（pH12.5以上のものに限り、特定有害産業廃棄物であるものを除く）、鉍さい（※）、ばいじん（※）、燃え殻（※）、廃油（※）、汚泥（※）、廃酸（※）、廃アルカリ（※）以上10種類（上記物は、いずれも産業廃棄物であるものを除く）

（※）の廃棄物の種類については、別表の有害物質を含むことのみにより有害な特定有害産業廃棄物に限る。

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う特別管理産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ

3. 許可の条件

なし

4. 許可の更新又は変更の状況

平成31年4月1日 新規許可

5. 積替え許可の有無 有・無

市名

許可番号

6. 規則第10条の12第2項の規定による許可証の提出の有無 無

備考

市長が交付する許可証については、積替え許可の有無の記載は不要とすること。

この処分不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、神奈川県知事に審査請求をすることができます。また、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、横浜市を被告として訴訟を提起することもできます。